

日向市森林整備計画書

自 令和 8 (2026)年 4月 1日
計画期間
至 令和 18 (2036)年 3月 31日

宮 崎 県

日 向 市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	5

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項	5
(1) 人工造林の対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新に関する事項	7
(1) 天然更新の対象樹種	
(2) 天然更新の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	7
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
5 その他必要な事項	8

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2 保育の種類別の標準的な方法	9
(1) 時期及び回数	
(2) 方法	
3 その他必要な事項	10

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	10
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林	
ア 区域の設定	
イ 森林施業の方法	
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林	
ア 区域の設定	
① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
イ 森林施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	11
(1) 区域の設定	

(2) 森林施業の方法	
3 その他必要な事項	25
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	25
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	25
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	25
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	25
5 その他必要な事項	25
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	25
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	25
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	26
4 その他必要な事項	26
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	26
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）に関する事項	26
3 作業路網の整備に関する事項	27
(1) 基幹路網に関する事項	
(2) 細部路網に関する事項	
4 その他必要な事項	28
第8 その他必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	28
(1) 林業従事者の養成・確保	
(2) 林業事業体の育成強化	
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	28
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	29
Ⅲ 森林の保護に関する事項	
第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	29
(1) 区域の設定	
(2) 鳥獣害の防止の方法	
2 その他必要な事項	30
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	30
(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法	
(2) その他	
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	30
3 林野火災の予防の方法	30
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	30
5 その他必要な事項	30
(1) 病虫害の被害を受けているなどの理由により伐採を促進すべき森林	

(2) その他

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	30
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	31
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	32
	(1) 森林保健施設の整備	
	(2) 立木の期待平均樹高	
4	その他必要な事項	33

V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	34
	(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	
	(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域	
2	生活環境の整備に関する事項	34
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	34
4	森林の総合利用の推進に関する事項	34
5	住民参加による森林の整備に関する事項	34
	(1) 住民参加による取組に関する事項	
	(2) 広域連携による取組に関する事項	
	(3) その他	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	34
7	その他必要な事項	35

付属資料

- 1 市町村森林整備計画概要図
- 2 宮崎県天然更新完了基準
- 3 参考資料
 - (1) 人口及び就業構造
 - ① 年齢層別人口動態
 - ② 産業部門別就業者数等
 - (2) 土地利用
 - (3) 森林資源の現況等
 - ① 保有者形態別森林面積
 - ② 民有林の齢級別面積
 - ③ 保有山林面積規模別林家数
 - ④ 作業路網の状況
 - (ア) 基幹路網の現況
 - (イ) 細部路網の現況
 - (4) 市町村における林業の位置づけ
 - ① 産業別総生産額
 - ② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額
 - (5) 林業関係の組合・事業所の状況
 - (6) 林業機械等設置状況
 - (7) 林産物の生産概況
 - (8) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、宮崎県の北東部に位置し、北は門川町、西は美郷町、南は都農町、木城町に接しており、尾鈴山系を南に、日向灘を東に望み、市西部の東郷町域から美々津・幸脇地区を耳川が貫流しています。また、海岸部は、日豊海岸国定公園の南端に位置し、国の天然記念物に指定された日向岬の柱状節理と白砂青松の砂浜が織りなす海岸線は、自然の創り出した芸術とも言える景観の連続となっています。

気候は温暖で、年間平均気温は約17度と、降雪をみることはほとんどありません。年間平均湿度は70%前後で、年間降水量は2,000mmを超えていますが、一方、日照時間も2,000時間を超えるなど、晴天に恵まれた地域です。

本市面積は、336,90k㎡、人口は、56,140人（令和7年7月1日の現住人口）であり、重要港湾「細島港」を擁し、昭和39年に新産業都市の指定を受けて以降、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担い、港湾工業都市として発展を続けています。

本市の森林面積は、25,546haで市総面積の75.8%と森林資源に恵まれており、そのうち国有林が2,007ha、民有林が23,538haと92.1%を占めています。また、民有林のうち人工林が11,899haの50.5%、このうち標準伐期齢以上に達した森林面積が10,636haと81.1%を占めており、多くの森林が本格的な収穫期を迎えています。

しかしながら、保有山林規模別森林所有者の割合は、5ha未満の小規模森林所有者が85.7%を占めており、高齢化や不在村森林所有者が増加している傾向にあることから、林業に対する依存度が低くなり、森林所有者の経営意欲低下による森林整備の遅れや林業後継者不足が懸念されます。

一方、中国木材株式会社や木質バイオマス発電所の稼働、木材の海外輸出量の増加等により、木材需要が高まっていることから、伐期を迎えた人工林の伐採面積は増加傾向にあります。

このため、森林の持つ公益的機能を維持し、森林資源を将来にわたって安定的に供給し続けるため、林道等の路網の整備及び高性能林業機械の導入による森林整備の効率化・低コスト化を図るとともに、伐採後における再造林、森林経営計画による森林所有者自らの計画的な森林整備及び平成31年4月から施行された森林経営管理制度に基づく森林の適切な経営管理を推進し、持続可能な森林経営を確立していく必要があります。

このほか、森林の役割や森林整備の重要性について理解を深めるため、森林ボランティア団体等による森林環境教育や木育活動の促進、森林病虫害による松枯れや野生鳥獣による農林産物の被害対策等に、更に取り組んでいく必要があります。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化や人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、森林資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性にも配慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

また、これらを踏まえて、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護等に関する取組を推進します。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市は、戦後形成されてきた拡大造林により、スギ・ヒノキの人工林の77.5%が本格的な収穫期を迎える中、原木市場や製材工場、集成材工場が集積される耳川流域木材加工団地や中国木材株式会社、木質バイオマス発電所の稼働等による木材需要の拡大に伴い、今後も伐採面積の増加が見込まれています。

将来にわたって木材を安定供給するとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を促進するため、伐採跡地における植栽等による適確な更新や適切な保育・間伐等を行っていく必要があります。

このため、令和2年6月に改正された森林法（市町村森林整備計画制度等の運用については令和6年3月に最終改正）及び令和2年に改編された「耳川地域森林計画」に沿って、木材の循環利用と森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮する上で望ましい森林の姿を森林の有する機能ごとに次のとおり定め、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進します。

また、近年、林業採算性の悪化、森林の小規模・分散的な所有構造などによる森林所有者の経営意欲の低下などにより、手入れの行き届いていない人工林や皆伐されたまま植林されずに放置されている森林が増えるなど、今後、森林資源の循環利用への影響等が懸念されることから、宮崎県では令和6年7月に宮崎県再造林推進条例を制定し、県民一丸となって再造林を進めること等により、循環型林業の実現に向けた取組を進めていくこととしています。

- ① 水源涵養機能
下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
- ② 山地災害防止機能／土壌保全機能
下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
- ③ 快適環境形成機能
樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
- ④ 保健・レクリエーション機能
身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、市民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
- ⑤ 文化機能
史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林
- ⑥ 生物多様性保全機能
原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など、その土地固有の生物群集を構成する森林
- ⑦ 木材等生産機能
林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能に応じた適切な森林整備を推進します。

また、人工林の適切な施業を実施するとともに、公益的機能の発揮に対するための長伐期施業や複層林施業への転換、天然力を活用した施業を推進します。

機能別の森林施業の推進方策に係る基本的な考え方は、次のとおりとします。

森林の有する機能	森林施業の推進方策に係る基本的な考え方
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進します。伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図るとともに植栽等による確実な更新を行うこととします。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など、天然力も活用した施業を推進します。</p> <p>ダムなどの利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、災害に強い森林を形成する観点から、地形や地質等の条件を考</p>

	<p>慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。</p> <p>集落などに近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>
快適環境形成機能	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等から風害や霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備、大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。</p> <p>また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風や防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進します。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、市民等に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、自然景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進します。また、歴史的風致を保存するための保安林の指定やその適切な管理を推進します。</p>
生物多様性保全能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度なく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいて、その土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることを目指します。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系を有し、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり、特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進します。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進します。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種や径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とします。</p> <p>また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p>

森林の有する多面的機能については、地形、気象条件及び森林の種類などにより、発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

また、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能がありますが、これについては、二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要があります。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林所有者、耳川広域森林組合、耳川流域森林・林業活性化センター、県及び市等が相互に連携を密にし、関係者が一体となって森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進、林業専用道等の整備及び木材流通・加工体制の整備などの諸政策を計画的かつ組織的に取り組み、森林施業の合理化を推進することとします。

II 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、「Iの2の森林整備の基本方針」に定めるもののほか、次のとおりとします。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行うこととします。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案して、効率的かつ効果的に行うこととします。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとします。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととします。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進します。

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、本市内に生育する主要樹種ごとに、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は、本市の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として、本計画で定めるものでありますが、標準伐期齢に達した立木の伐採を促すものではありません。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広葉樹
本市全域	35年	40年	30年	40年	10年	10年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、伐採の対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

立木の皆伐及び択伐の留意点については、下表のとおりとします。

伐採方法 の 別	留 意 点
皆 伐	主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積に応じて、少なくとも20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとします。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では、おおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であることとします。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図れる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

人工林の主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行い、本市における主伐の時期は、次表を目安として定めます。

地 域	樹 種	主伐時期 の 目 安	標準的な施業体系			
			生産目標	仕立て方法	期待径級	
本市全域	スギ	35年生	一般構造用材	中庸仕立て	28cm	
		56年生以上	一般大径材		42cm以上	
	ヒノキ	40年生	一般構造用材	中庸仕立て	26cm	
		64年生以上	一般大径材		40cm以上	
	クヌギ・ナラ		10年生	しいたけ原木	中庸仕立て	12cm

用材向け広葉樹等については、樹種ごとの用途等に対応した時期に伐採することとします。
なお、立木の伐採の標準的な伐採方法は、次に留意して行うこととします。

- 森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣地等の重要な空洞木について、保残等に努める。
- 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法については、自然条件、社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造及び森林の構成を考慮して行うこととします。
- 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地ごしらえや植栽等の造林作業、天然稚樹の育成の支障とならないように枝条類を整理することとします。特に、伐採後の更新が天然更新の場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存及び種子の結実等に配慮することとします。
- 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合は、保護樹帯を設置することとします。
- 伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）、「環境に配慮した高性能林業機械の作業システム指針（平成20年3月宮崎県環境森林部）」及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）」に基づき、地形や地質等を十分考慮し、山地の崩壊や土砂の流出などの災害の未然防止を図るよう留意することとします。

3 その他必要な事項

伐採しようとする森林の隣接地に、人家や公共施設等の重要保全対象のある場合等には、地形や地質等の林地の状況を勘案した上で一定の保護樹帯を設置するなど、大面積の皆伐を避けることとし、自然災害や人的災害等の各種災害の起因とならないように伐採残木の処理を適切に行い、伐採跡地についても早期の更新に努めることとします。

また、伐採に当たっては、事前に隣接所有者との境界の確認を行い、無断伐採を防止するとともに、森林法以外の許可や届出が必要ではないか確認を行うこととします。

さらに、伐採箇所には、日向市森林整備計画に適合した伐採であることを地域住民に周知するため、本市が発行する伐採届旗等を掲示し、無断伐採の未然防止や植栽未済地の抑制を図ります。

なお、農道、林道等の公共道路を使用する場合は、各担当課に連絡し、破損しないよう十分に注意することとします。使用後に破損が判明した場合には、担当課に連絡するとともに、原則として破損の原因者により破損箇所の復旧を行うこととします。

第2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うこととし、その方法については、気候、地形及び土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によることとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認するなどにより適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとします。

また、更新に当たっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽や広葉樹の導入等に努めることとします。

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から

植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、気候、地形及び土壌等の自然条件等に適合するとともに、苗木の需給動向や木材需要にも配慮した樹種を選定することとします。

また、効率的な施業実施の観点から、伐採が終了しておおむね2年以内に、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。

なお、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等や花粉の少ない苗木の増加に努めることとします。

広葉樹の造林に当たっては、「宮崎県における広葉樹等の造林に関する調査報告書（1996年3月宮崎県林業総合センター）」等を参考として、地域の自然条件等に適合した樹種を選定することとします。

区 分	針広葉樹別	樹 種 名
人工造林の 対 象 樹 種	針葉樹	スギ、ヒノキ、クロマツ、カヤ、モミ、イチョウ、イヌマキ
	広葉樹	クヌギ、ナラ、カシ類、ケヤキ、ホオノキ、ヤマグワ、センダン、クスノキ、タブノキ、シイノキ、マテバシイ、ミズメ、ヤマザクラ、イヌエンジュ、クリ、カエデ類

上記以外の樹種を選定する場合は、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、林業普及指導員又は本市の林務担当部局等と相談の上、適切な樹種を選定することとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

① 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、施業の効率化や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽することとします。

また、成長に優れた特定苗木等による低密度植栽に努めることとします。

複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとします。

樹 種	植栽本数（本/ha）	備 考
スギ	1,500 ～ 3,000	
ヒノキ	1,500 ～ 3,500	
クヌギ	500 ～ 3,500	

ここに定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー、林業普及指導員又は本市の林務担当部局等と相談の上、適切な植栽本数を選定することとします。

② その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮することとします。 また、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して機械地ごしらえや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など、作業工程の効率化に努めることとします。
植 付 け の 方 法	気候その他の自然条件、既往の植付け方法等を勘案して、適期に植え付けることとします。 また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用についても取り組むこととします。
植 栽 の 時 期	苗木の活着と成長が図られるよう、適期に、通常は春に植栽することとします。 なお、コンテナ苗は、その特性から植栽時期の分散を推進します。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、皆伐による伐採跡地で人工造林による更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新を完了することとします。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了することとします。

なお、保安林にあつては、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽することとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況や母樹の存在などの森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系及び周辺の伐採跡地の天然更新の状況等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	「宮崎県天然更新完了基準」（平成19年10月宮崎県環境森林部。）によるものとします。
ぼう芽による更新が可能な樹種	天然更新完了基準によるものとします。

(2) 天然更新の標準的な方法

① 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
天然更新完了基準によるものとします。	

② 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	タケやササの繁茂、粗腐植の堆積等により更新が困難な箇所は、かき起こし、枝条整理を行うこととします。
刈出し	タケやササ、シダなどの下層植生により天然稚樹の育成が阻害されている箇所は、刈り払いを行うこととします。
植込み	天然更新が不十分な箇所について行うこととします。植え込む樹種は、林地の気候、地形、土壌条件、既存の成林の生育状況及び地域の経済条件等を考慮し、あわせて上層木の密度や耐陰性に配慮し、適切なものを選定することとします。植栽本数は、天然稚樹の生育状況を勘案して決めることとします。
芽かき	萌芽更新した芽のうち成長が良いもの2～3本立ちを基準とし、残りは間引くこととします。

③ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、天然更新完了基準で定める方法により行うこととし、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図ることとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、天然更新完了基準に基づく更新を完了することとします。

更新が完了していないと判断される場合には、その後2年以内に植込みなどにより、確実に更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、鳥獣害や病虫害などの被害の発生状況、当該森林や近隣の主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件、森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めます。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とします。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内であつて森林保健施設の設置が見込まれるものは除きます。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	<p>本表は、森林の区分を「該当なし」と記載していますが、全ての伐採箇所において、更新方法が天然更新でよいという意味ではありません。</p> <p>適確な更新が行われなければ、森林が荒廃し、災害の原因になるなど森林の多面的機能が低下しますので、「伐って、使って、植えて、育てる」のサイクルにより、森林資源を持続的に循環利用することが重要です。</p> <p>これらのことを踏まえ、特に木材生産機能維持増進森林、人家や道路、河川等に隣接する森林においては、極力、天然更新ではなく人工造林をお願いすることとします。</p>

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林対象樹種

- ① 人工造林の場合
Ⅱの第2の1の(1)によります。
- ② 天然更新の場合
Ⅱの第2の2の(1)によります。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

生育し得る最大の立木の本数を1ha当たり10,000本とします。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林の実施を推進します。また、ニホンジカ等野生鳥獣による被害に対応するため、鳥獣害防止施設（防護柵）等の整備を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成してきた人工林を健全な状態維持していく上で必要不可欠な作業です。このため、地形や気象等の自然条件、森林資源の構成及び森林に対する社会的要請等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態及び適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、間伐の実施時期、間隔、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めます。

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	実施すべき標準的な林齢 (年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	一般構造用材	1,500 ～ 3,000	13 ～ 16	17 ～ 23	24 ～ 30	標準伐期齢以上で間伐する場合は10～15年おきに実施します。	
	一般大径材						
			初回	2回目	3回目		

			18 ～ 22	25 ～ 29	標準伐期齢以上で間伐する場合は15～20年おきに実施します。
ヒノキ	スギの施業体系に準じます。				

なお、森林経営計画の認定基準に係る間伐の間隔は、下表によるものとします。

間伐の間隔（スギ、ヒノキ共通）	
標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
15年	20年

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基本とし、既往における保育方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めます。

(1) 時期及び回数

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
下刈	スギ	←	○	→				←	△	→				
	ヒノキ	←	○	→				←	△	→				
	クヌギ	←	○	→				←	△	→				
つる切り	スギ							←	△	→				
	ヒノキ							←	△	→				
	クヌギ							←	△	→				
除伐	スギ										←	○	→	
	ヒノキ										←	○	→	
	クヌギ										←	△	→	

注1：○印は通常予想される実行標準

2：△印は必要に応じて実施する

3：← →印は実行時期の範囲を示す

(2) 方法

保育の種類	標準的な方法
下刈	通常年1回、植栽木が被圧されないよう植生の繁茂状況に応じて、適切な時期及び作業方法により雑草木を刈り払います。また、雑草木の繁茂状況が著しい場合は、2回以上実施します。
つる切り	つる類の繁茂状況に応じ、適切に実施します。

除 伐	造林木の育成が阻害されないよう目的樹種以外の不要木や成木の見込みのない不良木を対象に、下刈終了後3～6年頃に1～2回程度実施します。この場合、急激な環境変化が生じないよう配慮するとともに、目的樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存・育成するなど、現地の実態に応じて適切に実施します。
枝 打	通常、すそ枝打（手の届く範囲）や枯れ枝落としなど、最小限度行いますが、優良材生産にあつては、若齢級から生産目標に応じた枝打を行うこととします。

3 その他必要な事項

上記1及び2によるほか、特に次に示す点に留意することとします。

① 間伐

林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採率（材積率）は35%以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後にその樹冠疎密度が10分の8以上に回復するよう行うこととします。

路網整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については、風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、実施することとします。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適切な林分構造が維持され、根の発育が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとします。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。

② 下刈

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化に留意しつつ、局地的気象現象及び植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととします。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

③ つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所等において、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施することとします。

④ 除伐

目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用樹種は保存し育成するものとします。

⑤ 鳥獣被害対策

野生鳥獣による樹木等の被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を排除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

局地的森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達成することができないと見込まれる森林については、生育状況に応じた間伐又は保育の方法を決定することとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的、計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域とその具体的な施業方法について、下表のとおり定めます。

なお、区域設定ごとの森林の区域は、別表1に、施業方法ごとの森林区域は、別表2に定めます。

区 域	区域設定の考え方	施業方法の考え方
水源 ^{かん} の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源涵養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地域周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長や伐採面積の縮小及び分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあつては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保することとします。 伐期は、市有林を除き、伐採林齢を標準伐期齢より10年延長し、伐期齢の下限は表1のとおりとします。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業推進すべき森林	土砂流出防備保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林山地災害防止機能や土壌保全機能が高い森林等	それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を推進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進します。 長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。長伐期施業を適切に実施するため、「宮崎県長伐期施業技術指針」等を参考にすることとします。 なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められている森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業とします。 長伐期を推進すべき森林の伐期齢の下限は表2のとおりとします。
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	防風保安林、潮害防備保安林、市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害や霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	保健保安林、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等の所在する森林と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、希少な生物が生育・生息する森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	上記の水源涵養の機能の増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、クヌギ・ナラ類等の広葉樹を主林木とする森林	伐期の延長や伐採面積の縮小及び分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ、根系の発達及び表土の保全を確保することとします。 伐期は、市有林を除き、伐採林齢を標準伐期齢より5年延長し、森林の伐期齢の下限は表3のとおりとします。

表1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の伐期齢の下限
(標準伐期齢+10年)

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広葉樹
本市全域	45年	50年	40年	50年		

表2 長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広葉樹
本市全域	56年	64年	48年	64年	16年	16年

表3 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林の伐期齢の下限
(標準伐期齢+5年)

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他の 針葉樹	クヌギ ・ナラ類	その他の 広葉樹
本市全域					15年	15年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業

の方法

森林の区域は、別表1に定めます。この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めます。

区 域	区域設定の考え方	施業方法の考え方																		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>林木の生育に適した森林で、路網の整備状況や経営管理実施権の設定見込みなどから効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で自然条件や社会的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業をすべき森林</p> <p>具体的には、森林ごとの地位指数と地利級により算定された1等地及び2等地に区分された森林を区域として設定します。</p> <p>また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとします。</p> <p>この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意します。</p> <p>具体的には、以下の条件を全て満たす森林を区域として設定するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林班単位で人工林が過半 ・木材等生産機能がHの森林が過半 ・林班の傾斜区分の平均が緩又は中 ・路網等からの距離が200m未満 <p>ただし、災害が発生するおそれのある森林を除きます。</p>	<p>森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。</p> <p>また、計画的な伐採と植栽による確実な更新を推進し、多様な木材需要に応じた持続的な木材生産が可能となる資源構成になるように努めることとします。</p> <p>なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、クヌギなどのぼう芽更新を除き、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととします。</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 位</th> <th colspan="3">地 利</th> </tr> <tr> <th>200m以内</th> <th>200～500m</th> <th>500m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1等地</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1等地</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2等地</td> <td>3等地</td> <td>3等地</td> </tr> </tbody> </table>	地 位	地 利			200m以内	200～500m	500m以上	1	1等地	1等地	2等地	2	1等地	2等地	3等地	3	2等地	3等地	3等地
地 位	地 利																			
	200m以内	200～500m	500m以上																	
1	1等地	1等地	2等地																	
2	1等地	2等地	3等地																	
3	2等地	3等地	3等地																	

なお、この区域内において公益的機能の維持増進に配慮する必要がある森林では、樹根及び表土の保全に留意し、下層植生の発達や林木の旺盛な成長を図るため、適切な造林、保育及び間伐等を促進することを基本としつつ、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進します。

また、公益的機能の高い区域内における施業の実施に当たっては、下記事項に留意して行うこととします。

- ① 立地条件に応じて長伐期施業を計画的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所あたりの伐採面積の縮小、伐採

箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとします。

- ② 森林の齡級構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壤の保全等を特に図る観点から、長伐期施業や育成複層林施業を推進します。
- ③ 林地の安定化を目標とした未立木地への植栽及び更新補助作業や、複層状態の森林へ誘導する際には、立地条件や市民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入による針広混交林化を推進します。

【別表1】

区 分	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表2の伐期の延長をすべき森林「標準伐期齢+10年」及び長伐期施業を推進すべき森林を含む	3,956.55
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に準じる森林	別表2の伐期の延長をすべき森林「標準伐期齢+5年」と同じ	1,208.03
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		466.32
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表2の長伐期施業を推進すべき森林を含む	136.12
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		682.98
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別添ゾーニング図に図示	23,538.38
特に効率的な施業が可能な森林	【旧東郷町域】 4111、4111-1、4111-2、4112、4112-1、4113-1、4113-3、4113-4、4113-6、4113-7、4114、4115	21.92

伐期の延長をすべき森林	標準伐期齡 +10年	75㉿7、75㉿7-1、75㉿8、75㉿8-1、75㉿9、75㉿10、75㉿12、75㉿3、75㉿3-1、75㉿5、75㉿9、75㉿11、75㉿12、75㉿13、75㉿13-1、75㉿14、75㉿15、75㉿16、79㉿4、79㉿5、79㉿5-1、79㉿7、79㉿7-1、79㉿1-1、79㉿3、80㉿1、80㉿1-1、80㉿1、80㉿2、80㉿2-1、80㉿3、80㉿3-1、80㉿4、80㉿3-7、80㉿11、81㉿1、81㉿2、81㉿3、81㉿4、81㉿5、81㉿6、81㉿7、81㉿10、81㉿10-1、81㉿11、81㉿11-1、81㉿13、81㉿14、81㉿14-1、81㉿15、81㉿16、81㉿17、81㉿19、81㉿22、81㉿23、81㉿24、81㉿25、81㉿26、81㉿29、81㉿30、81㉿1、81㉿1-2、81㉿2、81㉿2-1、81㉿3、81㉿4、81㉿6、81㉿7、81㉿8、81㉿9-3、81㉿10、81㉿11、81㉿11-1、81㉿18-2、82㉿22-1、82㉿22-2、82㉿23-1、83㉿1-2、95㉿1-4、95㉿1-5、95㉿4-1、95㉿4-2、95㉿6、95㉿6-2、100㉿1-2	
伐期の延長をすべき森林	標準伐期齡 +10年	【旧東郷町域】 2714-10、2714-14、2714-19、2716-1、2716-2、2717-7、2719-1、2721-1、2722-2、2724、2724-1、2725、2728-1、2728-2、2728-4、879-1、879-2、879-4、879-6、879-10、879-11、879-16、879-1、8720、8721-1、8721-2、8721-3、8732-1、914-5、10㉿14-6、10㉿14-3、12716、12716-3、12719-2、12720、12721、12721-1、12722、12722-2、12722-3、12724、12724-1、12725、12727、2417-4、2711-2、2713-2、2718-2、27㉿1-6、27㉿1-10、30㉿11、30㉿12、30㉿12-1、30㉿12-2、30㉿12-3、30㉿12-4、30㉿12-5、30㉿12-6、30㉿14-1、30㉿14-2、30㉿14-3、30㉿14-4、30㉿17-1、30㉿19-2、30㉿20-1、30㉿1、32114、32114-1、4772、4711、4711-1、4711-2、4711-3、4711-5、4712、4712-1、4712-2、49132、49134、49134-1、50134、5113、5113-2、54718、54733、54737、54737-3、57712-1、57712-5、57713、57713-1、57714、57714-1、57714-2、59740、59740-1、59741、6071、6071-1、6071-2、6071-3、6071-4、6071-5、6071-10、6071-11、6074-1、6075-2、6076、6078、60710、60710-2、60710-3、60711、60711-1、60732、60732-5、60732-9、6271、6272、6272-1、6277、6277-1、6278、6278-1、6279、62710、62710-3、62711-1、62712、62714、62716-1、62716-3、62716-6、62718、62719、62720、62725、62726、62727-4、62727-5、62727-16、62727-17、62728、62729、62730、62731、62731-1、6211、6212、6212-1、6214、6215-2、6215-5、6215-8、6215-9、6215-11、6215-13、6217-3、6218、6219、62110、62111、62112、62112-1、62112-2、62113、62119、62120、62㉿14-1、62㉿20、6671-1、6671-2、6671-4、6671-5、6671-6、6671-7、6671-8、6671-9、6671-10、6671-11、6671-12、6671-13、6671-14、6671-15、6671-17、6671-18、6671-20、6671-21、6673-1、6673-2、6673-3、6673-4、6673-5、6673-7、6675、6676、6676-1、6677、6678、6679-1、66710、66711-1、66711-3、66711-4、66711-5、66711-6、66712、66712-2、6871、6871-1、6871-2、6871-3、6871-4、6871-5、6871-6、6871-7、6871-8、6872、6873、6811、6812、6813-1、6814、6816、6817-1、6817-3、6817-4、6818、6818-1、6971、6971-1、6972、6978、69712、69713、69714、69715、69715-1、69717、69718、69720、7072、7072-1、7072-4、7079、7079-1、7079-3、7079-4、72715-1、74719-	

伐期の延長をすべき森林	標準伐期齢 +10年	16-1、207719、207719-1、207719-2、207719-4、207720-1、207721、207722、207725、207725-2、207726、207727、207729、207729-1、207734、20872、20872-3、20873、20873-2、20874-1、20874-5、20875、20875-1、20875-2、20876-1、20876-2、20877-2、20877-3、20877-4、20877-5、20877-6、20877-7、20877-9、20877-10、20877-11、20878、20878-1、20879-1、208710-1、208711-1、208711-2、208712、208713、208715-3、208715-4、208715-5、208715-6、208716、208717、208717-1、208719-1、20971、20971-1、20971-4、20972、20972-1、20972-2、20972-3、20972-5、20973、20973-1、20973-2、20973-4、20974、20976-2、20976-3、20976-4、20978-1、20978-2、20979、20979-1、21071、21072、21073、21073-1、21171、21172、21173、21174、21175-1、21175-2、21271、21271-1、21272、21272-2、21273、21273-1、21274、21275、21276、21277、21277-1、21277-3、21278、212710、21212、21212-1、21213、21213-2、21214、21214-1、21215、21215-1、21215-3、21215-4、21219-1、212110-1、212110-2、21371-1、21371-2、21373-3、21373-5、21374、21374-1、21374-3、21377-1、21378、21379、21379-1、213710、213710-1、213710-2、213710-3、213710-6、213712、213713、213714、213714-1、213716、213716-1、213718、213722-1、213723、213724、213725-1、213727-1、213728-1、213729、213729-1、213730、213730-1、213731、213731-1、213732、213734、213734-1、213734-3、213734-4、213734-5、21471、21471-1、21471-3、21411、21411-1、21411-2、21412-1、21413-1、21571、21571-2、21571-3、21572、21572-1、21572-2、21572-3、21572-6、21572-8、21573、21573-1、21574、21575、21576、21576-1、21576-2、21576-4、21577、21578、21671、21672-1、21672-3、21673-1、21673-2、21674、21674-2、21675、21675-1、21676-1、21676-2、21676-3、21611、21611-1、21871、21872-1、21873-1、21874、21875、21875-1、21972-2、21972-4、21972-7、21972-8、21972-9、21972-10、21972-11、21972-12、21971-1、21971-2、21971-3、21971-5、21971-7、22271、22271-2、22272、22272-2、22272-3、22371、22371-1	
伐期の延長をすべき森林	標準伐期齢 +5年	【旧日向市域】 9112、16728-2、16728-3、16728-4、2971-2、30733-1、30742-2、48739、48740-1、48742、48744、48745-2、48750、48751-1、48755-2、48756、48759-2、48773-2、48774-1、48774-2、48778、48779-2、48780、48788、48788-7、48788-9、48788-10、48790-1、48791-2、48793、48794、487105、487107、4972-1、4973、4976-3、4979-4、49712、49714、49714-2、49714-5、49714-8、49716、49717、49718、49719、54711-2、54746-4、54747-1、5671-3、5672-1、5672-3、5673、5675、5677-2、56710-1、56717、56718、56719、5613-4、5614-1、5615-2、56115-2、56122、56123-2、56128-1、58	1, 208. 03ha

<p>伐期の延長をすべき森林</p>	<p>標準伐期齡 + 5年</p>	<p>727、58729、5971、5972-1、5973、5972、5974-2、5974-7、5976-2、5973-1、5974-1、5976-2、5977、5978、5975-1、5975-3、5977-1、6073、6074、6075、6077、6077-1、60711、60719、60719-4、60720、6071-1、6073-3、60721、60722、60724、60726、60726-1、60726-2、60726-3、60726-4、60726-6、60726-7、60726-8、60727-1、60727-2、60728-1、60729-1、60729-2、6171-1、6171-4、7278、7275-6、7274、7277、72710-3、7276、7271、7272、7274、7278、72710、7376、73715-1、73715-5、7471、7472、74722、74725、74728、74710、7579-2、75712-1、7776、77710、7779、77710、77711、7973、7975-2、7976、7978、8071-2、8073、8071-1、8072-2、8179、8179-1、81712、81727、81728、81731、8171-1、8179-4、81712、81713、81712、82726、9571-3、9571-7、9576-1、9577</p> <p>【旧東郷町域】</p> <p>27714-7、27714-12、27714-16、27719、3773、3773-1、3773-2、77721、8776、8778、8779、8779-3、8779-5、8779-7、8779-8、8779-12、8779-13、8779-14、87711-3、87714、87715、87719、87722、87729、87730、87733、87734、87735、127718、127718-1、127722-1、127722-4、127722-5、127722-6、127726、24771-10、27778-1、307715-1、307715-2、307718-1、307718-2、307719-1、307732、387727、387718、407736-7、407736-8、47712-3、497734-2、497734-3、497734-4、51771、51773-3、51773-5、51773-6、527754、537741-2、547719、547731-2、557726-1、557726-2、59771、59772、597741-1、597748、60771-6、60771-7、60771-8、60771-9、60771-12、60775、60777-1、607710-1、61777、61778、617710、62777-2、62778-2、62779-1、627710-1、627710-2、627710-4、627711、627711-2、627711-3、627711-4、627716、627716-2、627716-4、627716-7、627716-8、627719-1、627721、627722、627722-1、627724、627726-1、627727、627727-1、627727-2、627727-6、627727-8、627727-9、627727-10、627727-12、627727-13、627727-14、627732、627732-1、627732-2、627732-3、627743、627743-1、627743-2、627745-1、627745-3、627745-4、627745-6、627745-7、627745-10、627745-12、627747、627747-1、627747-2、627745、627746、627746-1、627743、627746-2、66771、66771-19、66771-22、66771-23、66772-1、66773、66773-6、66778-1、66779、667711-2、68771-9、68772-1、68774、68775、68778、68779、68779-1、687710、687710-1、687710-2、687710-3、687711、687712、687718-1、687731、687733、687741-1、687742-1、687743、687743-2、687743-3、687746-1、687746-2、687747、687747-2、687748-2、69771-2、69774、697710、697711、697719、70772-2、70772-3、70772-5、70773、70774、70778、70779-2、707711、77778、77779-1、777714-2、777714-4、777718-1、777719、777720、777720-1、797745、797747、83771-4、83772、83772-7、83772-8、84771-1、84774-1、84776、84778-1、847711-1、84772、84773-1、84774、84778、847710、847711、847712、847712-1、847712-3、89771-2、89778、89779、89779-1、897710、897743、897745、897743、90771、90776、90772-3、90773、90773-1、90773-2、90773-3、907748、90773-1、90774、90775、90776、90772-3、90772-4、90773、90774、90774-1、90775、98771、98772-1、137771-1、137771-3、137771-4、137773-2、137773-4、137773-6、137774-2、137774-3、137774-4、137774-6、13777</p>
--------------------	-----------------------	---

伐期の延長をすべき森林	標準伐期齢 + 5年	5-1、13775-3、13775-12、13878、13878-3、13878-6、13878-7、13878-8、13878-9、13978-1、13979、14171、14173-1、14174-1、14174-2、14174-5、14175、14176-2、14177、14177-2、14171、14176、14179、14179-2、141710-1、14177-5、14178-1、14178-2、14178-6、14178-7、14179-1、141710-1、141710-6、145727、14771-1、14771-3、14771-6、14771-7、14771-8、14771-10、14771-13、14771-15、14771-16、14771-18、14772-13、14872-1、14872-6、14872-11、14873-1、14874、14876、14877、14878、14879、148712、148712-3、148712-4、148713、148713-1、148713-4、14971-1、14972、14973、14979-1、14879-2、149711-5、149711-6、149711-7、149712、149713、149714、154712-3、154712-5、154712-7、154712-8、154713、154715、154718-3、154721-1、15671-7、15671-8、15671-9、15671-12、15671-13、15671-14、156712、157724-6、157724-7、157711-1、158729、158732-2、158733-3、158733-4、158735、158735-3、16571-9、16572-7、16671、16671-2、16671-3、165716-3、17971、17974、18376、18376-1、18376-7、186718-1、19275-4、20675-3、20675-4、20677-2、20678、206710-1、206711、206712-2、206717-2、206717-3、206717-4、20771-3、20771-4、20772-1、20773、20775-3、20775-5、20778-1、207710、207711、207712-1、207713、207714-2、207725-1、207730-1、207731、207733、20871、20872-1、20872-2、20873-3、20874-6、20876、20876-3、20877、20877-1、20877-8、20879、208710、208711、208711-3、208714、208715、208715-2、208715-7、208715-8、208719-2、20971-2、20971-3、20972-4、20973-3、20973-5、20973-6、20975、20976、20977、20978、20978-3、209710、21072-1、21073-2、21171-1、21174-1、21175-3、21271-2、21272-1、21275-1、21279-1、21271、21271-1、21272-2、21273-1、21274-2、21276、21371、21372、21373、21373-2、21373-4、21376-1、21376-2、21377、21379-2、213710-5、213710-7、213713-1、213714-2、213715、213716-2、213719、213721-1、213722、213725、213725-2、213726、213727-2、213728、213732-1、213733、213733-1、213734-2、213735、21471-2、21471-4、21472、21473、21472、21473、21472、21473、21571-4、21572-4、21572-5、21572-7、21576-3、21577-1、21579、21672、21672-2、21673、21674-1、21674-3、21675-4、21676、21671-2、21671-3、21771、21771-1、21871、21871、21871-1、21872、21871-1、21872、21873、21873-2、21875-2、21971、21973、21974、21971、21972、21972-1、21972-3、21972-6、21971、21971-4、21971-6、22271-1、22272-1、22273、22274、22275、22573、22574-1、225712、225717	
長伐期施業を推進すべき森林	【旧日向市域】	17713、17714、17715、17715-1、17716、17716-1、17716-2、17717、17718、17718-1、17722、17725、17728-1、17729、17729-1、17731、17731-1、17731-2、17731-3、17731-4、17731-5、17731-6、17731-7、17731-8、17733、17734、17735、17741、17742-2、17741、17741-1、17742-1、17743、17744-1、17745、17741、17742、17743、17744、17745、17745-1、17746、17748、177	2, 025. 62ha

<p>長伐期施業を推進すべき森林</p>	<p>8-1、2410、2411、2412、2413、2414、2415、2416、2417、2418、3719-1、3425、3428、3428-1、3431、3432、3433-1、3434、3437、6787、7725-3、7725-5、1076、1076-1、10713、10715、11719-3、11720、11721、11721-1、11721-2、11755、1276、1276-1、1276-2、12432、12433、12433-1、13721、13722、13723、13723-1、13726、1477、1478、1478-1、1479、1479-1、14710、1979、1979-1、19732-3、2173、2173-2、21415-2、2149-3、21411、21412-1、22712、22712-1、22712-5、2249-1、22412-3、2371、2371-1、23411-1、23411-2、24739、24413-2、2578、25723、25724、2547-2、2741、2741-1、2741-2、2742、2743、2743-1、2744、2745、2745-1、2746、2747、2748、2748-1、2749、27410、27411-1、27412、27413、27414、27415、27416、27417、27419、27420、27420-1、27421、27422、27423、27424、27425、27425-1、27425-2、27425-3、27425-42741、2742、2742-1、28724、28724-1、28724-2、28724-3、2844、2844-5、2845、2846、2848、2848-2、2848-5、2971、2971-1、33423、3674、3674-1、3674-2、3674-3、3674-4、3674-5、3674-6、3674-7、3674-8、3674-9、3674-10、3674-11、3674-12、3675、3641、3644、3645、3645-1、3647、3647-1、3641、3642、3643、3644、3645、3641、39729-2、41726、42431-1、42431-2、42432、42433、42433-1、42433-2、42434、42435、42440、4371、4345、4345-1、4346、4346-1、4349-2、43427、43429、44714、44720、44720-1、4448-1、47417、48711-1、48723、5042、5479-2、54711-6、54711-8、56715-2、56715-3、56715-4、56715-5、56719-2、5975-1、5942-2、6742、6745、6749、6749-1、6749-2、67410、67410-1、67420-1、67421、67422、67422-1、67423、67423-1、67429-1、68450、6848、7045、7046、7047、7048、7048-1、7048-2、7346-6、7347、7347、73410-2、7347、7347-2、73415-2、73415-3、73415-4、73416、73416-1、73416-2、73417、73417-1、73418、73418-1、7541、7544、7546、7547、7548、7543、7544、7545、7546、7548、7641、7642、7643、7644、7649、76410、76411、76412、76413、76413-1、76415、76418、76419、76419-1、7649、76411-1、76412、76413、76414、76415、76415-1、77434、78715、78716、78718、78719、7842、7843、7844、7849、78410、78412、78413、78414、78415、7842、7843、7845、7847、7848、7849、78411、78412、78413、78415、7843、7844、7845、7847、7848、7849、7849-1、7849-2、78410、78411、78414、78415、78416、7842、7842-1、7971、7971-1、7971-3、7971-5、7972-1、7972-2、7975-3、7943-1、8041、8041-1、8042、8042-1、8043-1、8044、8045、8047、8047-1、8048、8048-1、8049、80410、80410-1、8273-1、8775-1、8775-2、8776、8776-2、8778、8778-2、8742、8742-1、8741、8741-1、8743、8745、8748、87416、87418、8741、8742、8742-1、8745、8745-1、8745-2、8741、8743、8744、8745、8746、9141、9143、9241、9341、9342、9343、9344、9344-1、9345、9346、9341、9342、9342-1、9342-2、9343、9343-1、9343-2、9343-3、9342、9341、9342、9343、9344、9344-1、9445、9441、</p>
----------------------	---

<p>長伐期施業を推進すべき森林</p>	<p>94㊦1-1、94㊦1-2、94㊦2、94㊦600-1、94㊦600-2、94㊦600-3、94㊦600-4、94㊦600-5、94㊦600-6、94㊦600-7、94㊦1、94㊦1-1、94㊦600-1、94㊦1、94㊦1-1、94㊦2、94㊦2-1、94㊦3、94㊦4、94㊦1-1、95㊦1、95㊦1-1、95㊦1-2、95㊦2、95㊦3、95㊦4、95㊦1、95㊦1-1、95㊦1-2、95㊦1-3、95㊦2、95㊦3、95㊦4、95㊦4-1、95㊦5、95㊦5-1、95㊦5-2、95㊦6、95㊦7、95㊦8、95㊦8-1、95㊦9-1、95㊦10、95㊦10-1、95㊦10-2、95㊦11、95㊦18、95㊦11、95㊦12、95㊦13、95㊦14、95㊦1、95㊦1-1、95㊦1-6、95㊦2、95㊦4、95㊦8、96㊦5、96㊦5-1、96㊦6、96㊦6-1、96㊦6-2、96㊦6-3、96㊦6-4、96㊦7、96㊦7-1、96㊦8、96㊦8-4、96㊦8-5、96㊦9、96㊦10、96㊦11、96㊦12、96㊦12-1、96㊦13、96㊦11、96㊦12、96㊦17、96㊦18、96㊦19、96㊦19-1、96㊦19-2、96㊦19-3、96㊦1、96㊦2、96㊦3、96㊦4、96㊦5、96㊦6、96㊦7、96㊦8、96㊦8-1、96㊦8-3、96㊦9-3、96㊦9-4、96㊦10、96㊦1、96㊦2、96㊦2-1、96㊦2-2、96㊦2-3、96㊦2-4、96㊦2-5、96㊦2-6、96㊦2-7、96㊦2-8、96㊦3、96㊦3-1、96㊦3-2、96㊦3-3、96㊦3-4、96㊦3-5、96㊦3-6、96㊦4、96㊦1、96㊦2、96㊦2-1、96㊦3、96㊦3-1、96㊦4、96㊦4-1、96㊦4-2、96㊦4-3、96㊦5、96㊦6、96㊦7、96㊦8、96㊦8-1、96㊦9、96㊦9-1、96㊦9-2、96㊦9-3、96㊦10、96㊦11、96㊦11-1、97㊦1、97㊦1-1、97㊦2、97㊦3、97㊦4、97㊦5、97㊦6、97㊦7、97㊦8、97㊦10、97㊦10-1、97㊦13、97㊦14、97㊦15、97㊦16、97㊦17、97㊦18、97㊦1、97㊦1-2、97㊦1-3、97㊦3、99㊦57、99㊦60、99㊦19、99㊦2、99㊦3、99㊦11、99㊦11-1、99㊦12、99㊦12-2、99㊦12-3、99㊦14-1、99㊦43、99㊦6、99㊦21、101㊦7、101㊦8、101㊦1、101㊦1、102㊦2、102㊦2-1、102㊦4-1、102㊦4-5、102㊦14、102㊦15、102㊦5、103㊦1、103㊦1-1、103㊦2-1、103㊦2-2、103㊦5、103㊦1、103㊦1-1、103㊦2、103㊦2-1、103㊦4、103㊦4-2、103㊦4-3、103㊦4-4、103㊦4-5、103㊦6、103㊦2-1、103㊦2-5、103㊦2-6、103㊦4-5、103㊦5、103㊦10、103㊦7、</p> <p>【旧東郷町域】</p> <p>1㊦1、1㊦1-1、1㊦1-2、1㊦2、1㊦2-1、1㊦2-2、1㊦3、1㊦4、1㊦4-4、1㊦4-7、1㊦4-8、1㊦4-9、1㊦4-10、1㊦4-13、1㊦4-16、1㊦5、1㊦6、1㊦7-2、1㊦7-4、1㊦8、1㊦8-3、1㊦16-7、1㊦18、1㊦19、2㊦1、2㊦1-2、2㊦1-4、2㊦1-5、2㊦1-6、2㊦2、2㊦3、2㊦3-1、2㊦5、2㊦6、2㊦6-1、2㊦13、2㊦14-4、2㊦14-6、3㊦2、3㊦2-1、3㊦4-6、3㊦6-4、3㊦6-11、3㊦6-12、3㊦3-3、3㊦5、4㊦1、4㊦3、4㊦17-2、4㊦24-5、4㊦28-1、4㊦33-2、4㊦35、4㊦1-3、4㊦2-3、4㊦3-1、4㊦10-1、4㊦12、4㊦12-2、4㊦12-4、4㊦12-6、4㊦22-1、5㊦4-1、5㊦7-7、5㊦21-1、5㊦22-1、6㊦8-3、6㊦11-1、6㊦12-1、6㊦2-2、7㊦17、7㊦17-1、7㊦17-2、9㊦4、9㊦4-2、9㊦4-3、9㊦10、9㊦13、9㊦16-1、9㊦17、9㊦17-1、9㊦17-2、9㊦17-3、9㊦17-4、9㊦18、9㊦18-1、9㊦18-2、9㊦18-3、10㊦2、10㊦2-1、10㊦11、10㊦12、10㊦15、10㊦18、11㊦13、11㊦14、11㊦17-2、11㊦21-1、11㊦23-1、11㊦24、11㊦25-1、11㊦25-2、11㊦25-3、11㊦25-4、12㊦17-2、12㊦19-1、12㊦28-3、13㊦6-2、13㊦9、13㊦10-2、13㊦12、14㊦9-5、14㊦16-4、14㊦17、14㊦22、14㊦23、14㊦24、14㊦25、14㊦25-1、14㊦25-2、14㊦27、14㊦27-1、14㊦28、14㊦29、14㊦32-1、14㊦1、14㊦1-1、14㊦2、14㊦2-1、14㊦2-2、14㊦2-3、14㊦3、14㊦4-4、14㊦6-2、14㊦6-6、14㊦18、14㊦19-2、14㊦21、15㊦</p>
----------------------	---

<p>長伐期施業を推進すべき森林</p>	<p>126、69126-1、7175、7176、7177、7179、71710、71714-2、71715、71715-2、71715-6、7275、7275-3、7275-5、7275-7、7472、75723-1、75723-3、75723-5、75723-6、75723-7、75723-9、75723-10、75723-11、7773、7773-4、7777、7777-1、80714、81722-1、81722-2、81722-3、8371、8371-3、8372-5、8372-11、83717-7、84111-2、84112-2、84112-4、8471、8471-1、8472、8472-1、8472-3、8473、8473-3、8474、8475、8475-1、8476、8476-1、8476-2、8477、8478-1、8479、84710、84710-1、84710-2、84711、84712、84713、84713-1、84713-2、84713-3、84713-4、84713-5、84714、84715、9571、9571-1、9572、9572-1、9573、96712-2、96712-3、9774-2、9777、9777-4、9871-1、9874、9875、9871、9871-1、9871-2、9871-3、9872、9872-1、9872-3、9875、9875-1、9971、9971-1、103715、10371-4、10674-1、10675-1、10676、10676-2、112725、112726、11371-1、11371-2、11372、11472、11472-1、12071、12071-1、12071-3、12071-4、12071-5、12071-6、12071-7、12971、12971-1、12971-2、12973、12973-1、12973-2、12973-4、12974、12974-1、132714、13671、13671-5、13872、13872-1、13873、13873-1、13873-3、139735、14271-3、14271-4、14275-1、14275-2、14276、14276-1、14277、14277-1、14278、14278-5、14278-6、14278-7、14278-8、14278-9、14278-10、14276、14279-1、14574、14575、14576、14577、14577-1、14577-2、14578-2、146722、146722-2、146722-3、155724、155723-1、15571、15571-2、15571-3、15571-4、15571-5、15571-6、15571-8、15571-9、15571-10、15573、156722-1、156724-1、15672-7、15672-8、15672-9、15779-4、15779-5、15779-6、157710、158718、158718-2、158718-3、158718-4、158718-5、158718-6、158719-2、158719-3、158720、158720-1、158721、158724、158725、158726、158728、158728-1、158734-3、159710、159710-1、159710-2、159710-3、159711、159711-1、159712、159713、159713-1、159713-2、159714、159714-1、159714-2、159714-3、159715、159715-2、159715-3、159715-4、159715-5、159716、159716-1、159717、159718、159719、159719-1、159720、159720-1、159721、16071-2、16078、16078-1、16079、160710、160711、160712、160713、160714、16071、16072、16072-1、16073、16074、16075、16076、160729-2、160729-3、160733、160735、160735-1、160736、160736-1、160737-1、160738、160739、160740、160742、160743、160743-1、160744-1、160745、160745-1、160745-2、160745-3、160745-4、160745-5、160745-7、160746、16071、16072、16072-1、16073、16073-1、16073-2、16074、16074-1、16075、16075-1、16076、16076-1、16077、16077-1、16078、16078-1、16079、16079-1、16079-2、16079-4、160713、160717、160717-1、160718、160718-1、160719、160719-1、160719-3、160719-5、160719-7、160719-8、16171、16172、16172-1、16172-2、16172-4、16172-6、16172-7、16172-9、16173、16173-1、16174、16174-1、16175、16175-1、16176、16176-1、16177、16177-1、16178-7、16178-17、16179-1、161710-</p>
----------------------	--

長伐期施業を推進すべき森林	4、161719、16271-3、16271-14、16275-3、16275-6、16279、16279-1、16279-4、162711、16371、16374、16374-1、16377-1、16377-5、16377-6、16378-1、16378-5、16379、16379-1、16677、16678、16679-1、16771、16771-1、16771-2、16772、16772-1、16772-2、16773、16773-1、16774、16774-1、16774-2、16775、16776-2、16777、167710-2、167713-4、171711-5、171715、17372-3、17471-6、17471-8、17474-5、17475-1、17478-4、17571-2、17574-1、17574-2、17576、17577、175712-1、175713、175713-1、175714、175715、17671-3、17672-2、17673-1、17674-1、17675-1、17676、17676-1、17677、17678、176715-1、17771-5、17771-6、17771-7、17772、17772-1、17772-2、17772-3、17772-4、17772-5、17771、17771-2、17871、17872、17873、17875、17875-1、17978、17979、179711、179712、179712-1、180719-4、18073、18076、18274-1、18379、183710-2、18571、18573-2、18573-5、18575、18575-1、18577、18577-1、18577-2、18577-3、18577-4、18577-10、18577-11、18579、18579-1、185711、185712、185714、185715、185715-1、185715-2、185716、185718、185718-3、185718-4、185719、185719-1、185723、185723-2、186711-1、186724、186724-1、186725-1、187711、187711-2、188713-2、188713-3、188716-2、188717、188717-1、188720-3、188723、188724、188724-1、188724-2、188725、188710-3、18973-5、18974、18979-2、189711-4、189722、189735-1、19071-7、190721、190724-4、190724-5、19176、19179、19179-1、191711-6、191735、19379-1、193710-3、193710-4、193710-5、193710-6、193710-7、193710-8、193710-9、193710-14、193710-16、193712-1、193712-2、193712-3、193712-4、193711-1、193712-2、20372-2、20374-1、20374-2、20374-3、20375-1、20375-2、20375-3、20375-4、20375-5、20375-6、20375-7、20375-8、20375-9、20375-10、20376、20376-2、20376-4、20376-5、20376-6、20377、20379-2、20379-3、20379-4、203715、203715-2、203715-3、203715-4、203715-5、203716、203716-1、203716-2、203716-3、203717、203717-1、203717-2、203717-3、203718、203718-2、203718-3、203720、203720-2、203720-8、203720-9、203723、203723-1、203723-2、203724、203724-1、203724-2、20473、20473-1、20473-2、20473-4、20473-6、20474-3、204713、204713-2、204715、204715-1、204715-2、204716-1、204716-2、204716-3、204717、204717-1、204718、204718-2、204718-3、204718-4、204718-5、204718-6、204718-7、22274-1、22371-2、22371-10、22371-11、22472-1、22471、22471-1、22472-2、22472-3、22473、		
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く。)	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	

施業の方法	森林の区域	面積
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

- 3 その他必要な事項
なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供、助言及びあっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めます。
その際、長期施業受委託等が円滑に進むように、森林の土地所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなど、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報を活用し、面的な集約化を進めます。
- 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の働きかけを行います。また、森林施業プランナーの養成と併せて、森林所有者情報の共有化や森林GISを活用して、自ら森林施業ができない所有者情報を適確に把握し、施業又は森林経営の受委託等を促進します。
- 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
森林施業の受委託等に必要な森林所有者情報等は、個人情報保護に十分配慮しながら、意欲ある森林施業プランナー等に提供します。
- 森林経営管理制度の活用に関する事項
森林所有者が自ら森林の経営管理できない場合は、森林経営管理制度に基づき、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については、宮崎県が登録した「ひなたのチカラ林業経営者」に経営管理実施権を設定するとともに、森林経営計画への追加を推進し、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、本市による森林経営管理を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。
- その他必要な事項
なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 森林施業の共同化の促進に関する方針
本市の森林所有者の多くは、5ha未満の小規模所有者であることから、森林施業を計画的、重点的に行うためには、耳川広域森林組合等と連携し、普及啓発活動等を通じて、森林施業の共同実施や路網の維持運営等を行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、施業実施協定の締結等により、施業を確実に実施していく必要があります。
併せて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、森林GIS等を活用した境界の確認など森林管理の適正化を図ります。
- 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
本市では、小規模かつ高齢の森林所有者が多く、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施することは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があります。
このため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の計画的整備を図るとともに、造林、保育及び間伐等の森林施業を耳川広域森林組合等に委託することにより、計画的な森林施業を推進します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- 施業実施協定の共同作成者全員により、各年度当初に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施すること。
- 作業路網その他の施設の維持運営は共同により実施すること。
- 共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項
なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

林道等路網は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。

その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に行うため、傾斜等の自然条件及び事業量のまとまりなど、地域の特性に応じ、環境負荷の低減に配慮し、推進します。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、下表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）することとします。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、傾斜区分に応じた路網密度及び作業システムを構築することとし、下表を目安として林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備することとします。

区 分	作業システム	路 網 密 度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	16以上	44以上	60以上 <50>
	架線系作業システム	16以上	4以上	20以上 <15>
急 峻 地(35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

※急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）に関する事項

地形、地質、森林の生育状況や自然条件、森林の所有形態、事業者の規模及び木材加工体制などの社会的条件を踏まえ、次のとおりとし、その区域を日向市森林整備計画概要図に図示します。

路線整備等推進区域	開設予定路線	面 積 (ha)	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
寺 迫	庭田線①	5.4	500	①	
	庭田線②	9.51	500	②	
	第1庭田線	6.41	160	③	
熊 山	太田線	2.15	400	④	
田 野	沖田線	7	500	⑤	
迫野内	河原線	27.75	1,000	⑥	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

① 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保及び土壌の保全等を図りながら、適切な規格・構造の路網の整備する観点等から、国が定める「林道規程」「林業専用道作設指針」を基本として、「宮崎県作業道等開設基準（平成20年3月宮崎県環境森林部）」等に則り、開設するものとします。

② 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好で、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

(単位 延長：km、面積：ha)

開設／ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長	箇所 数	利用区 域面積	前半5ヶ年 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	指定林道	仲深地区	西林・神陰線	4.4		878	○	32	
開設	自動車道	林道 専用道	寺迫地区	センゲン線	3.0		330	○	41	
開設計					7.4					
拡張	自動車道	林道	塩見地区	塩見谷・ 土々呂内線		3	2,630		1	改良
拡張	自動車道	林道	富高地区	山口線	2.0		421		3	舗装
拡張	自動車道	林道	平岩地区	平尾・ 上赤木線		3	152		6	改良
拡張	自動車道	林道	富高地区	山口・下払線	1.8	3	86		8	改良等
拡張	自動車道	林道	田野地区	庵登線	3.1		208	○	25	舗装
拡張	自動車道	林道	寺迫地区	ヒエコバ線	0.6		167		22	舗装
拡張	自動車道	林道	越表地区	下渡川・ 日ノ平線	2.9	1	924		5	改良等
拡張	自動車道	林道	坪谷地区	戸ノ口線	1.2		191		11	舗装
拡張	自動車道	林道	迫野内地区	山ノ口・ 五郎太線	6.4	10	826		21	改良等
拡張	自動車道	林道	寺迫地区	松尾線	1.4	1	213		23	改良等
拡張	自動車道	林道	福瀬地区	仲野原線	1.0		150		36	舗装
拡張	自動車道	指定林道	福瀬地区等	熊山線	11.0		1,123	○	24	舗装
拡張	自動車道	林道	小野田地区	滝下線	3.8		155		31	舗装
拡張	自動車道	指定林道	田野地区	長迫・小原線	3.3		1,668	○	27	舗装
拡張	自動車道	林道	福瀬地区	横瀬・広瀬線	2.0		118	○	29	舗装
拡張	自動車道	林道	仲深地区	楠森塚線	0.8		171		30	舗装
拡張	自動車道	林道	福瀬地区	出口線	0.2		162		12	舗装
拡張	自動車道	林道	坪谷地区	瀬平・ かぎ谷線	4.2		173		26	舗装
拡張計					45.7	21				

③ 基幹路網の維持管理に関する事項

国が定める「森林環境保全整備事業実施要領」「民有林林道台帳について」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持・管理します。

(2) 細部路網に関する事項

① 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施

設であるとともに、森林空間の総合的な利用の推進、山村地域における産業の振興や生活環境の整備の上でも重要な役割を果たしています。また、林業機械の導入による労働強度の軽減のためにも重要です。

これまでも本市では、所有形態が小規模である森林について、きめ細かな森林施策を実施するため、基幹道からの支線としての作業路開設を推進してきたところです。

今後も、国が定める「森林作業道作設指針」を基本として、「宮崎県作業道等開設基準」、「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン（平成30年11月28日宮崎県森林経営課）等に基づき、路線の選定や適正路面勾配の検討を十分に行うとともに、工事に際しては法面整形の徹底に留意しながら、必要に応じて木柵工の設置や種子吹付けを行うなど、土砂流出防止に万全を期し、整備を推進します。

② 細部路網の維持管理に関する事項

「森林作業道作設指針」「宮崎県作業道等開設基準」「宮崎県伐採、搬出及び再造林ガイドライン」に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適切に維持・管理するものとします。

4 その他必要な事項

素材生産コストの低減に必要な山土場、中間土場及び土捨場等を整備することとします。

施設の種類の	位置	規模	対図番号	備考
林業作業用施設	寺迫地区	1,845㎡		

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の多くは、経営規模が5ha未満の小規模所有者であることから、林業経営の採算性を維持することは困難である場合が多い状況です。

従って、森林の施策又は経営の長期委託や、森林施策の共同化・合理化を進めるとともに、林道、森林作業道等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとします。

また、伐採時期を迎える森林においては、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、耳川広域森林組合の作業班を拡充することにより、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化に努めることとします。

なお、林業労働者及び林業後継者の育成及び確保方策は次のとおりとします。

(1) 林業従事者の養成・確保

地域林業のリーダーとなる担い手の育成をはじめ、意欲ある林業事業者や木材産業をリードする担い手を育成するとともに、現場作業の省力化や効率化、軽労化に向けた資機材導入、労働安全対策の強化及び各種社会保険への加入促進等により、労働環境の改善を進めることとします。

また、「みやざき林業大学校」における計画的な研修の受講をはじめ、現場技能者に対する知識・技術の習得のための研修や高性能林業機械オペレーター養成研修等への積極的な参加を促し、段階的かつ体系的な人材育成を図るとともに、耳川広域森林組合や林業事業者等と連携し、就業相談会の開催や就業体験等の実施することで、新たな担い手の確保に努めます。

(2) 林業事業者の育成強化

耳川広域森林組合や素材生産業者などの林業事業者を育成強化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、意欲ある林業事業者の認定を推進するとともに、認定した事業者に対して宮崎県林業労働機械化センターによる高性能林業機械の貸与や事業量の安定的確保、生産性の向上などの事業合理化や雇用改善等を推進することとします。

また、森林組合と林業事業者の事業連携や林業事業者の法人化・協業化の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業者の育成を図ります。

2 森林施策の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林は、主伐期を迎える人工林が急速に増大しています。また、林業従事者の減少及び高齢化が続く中、生産性の向上及び労働環境の改善を図ることが必要となっており、高性能林業機械の導入及びその有効活用を更に進めることは重要な課題となっています。

なお、高性能林業機械の使用に当たっては、特に林地の保全に留意するとともに、宮崎県が作成した「環境に配慮した効率的な高性能林業機械の作業システム指針」及び「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」等を参考にすることとします。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒 材 集	耳川流域 (緩傾斜)	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、タワーヤーダ、スキッター	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、ロングリーチグラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、タワーヤーダ、スキッター
	耳川流域 (急傾斜)	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、タワーヤーダ、スキッター	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、ロングリーチグラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、スキッター
造 林 保 育 等	地ごしらえ 下刈	チェーンソー、刈り払い機、グラップル	チェーンソー、刈り払い機、グラップル
	除伐 間伐	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、刈り払い機	チェーンソー、ハーベスタ、スイングヤーダ、グラップルソー、プロセッサ、フォワーダ、刈り払い機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

大型製材工場や木質バイオマス発電所の稼働もあり、地域の林業・木材産業をとりまく環境は大きく変化してきています。新設住宅着工戸数の減少が見込まれる中、地域の木材産業を支える企業等については、県や関係団体等とも連携し、生産性や品質の向上、製品輸出や新たな需要開拓などに必要な施設整備等への支援に努めることとします。

また、違法伐採や違法伐採木材の流通は、森林の多面的機能への影響や木材市場における公正な取引を害するおそれがあるため、市内における木材市場では「伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書」の提出を義務付け、木材の合法性の確認を徹底します。

特用林産物については、高齢化や後継者不足等により生産者が減少しているため、今後は、労働力の省力化を図るとともに、原木の安定供給、品質の向上、消費及び販路の拡大等に努めることとします。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により、被害を受けている森林及び被害の生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を次のとおり定めます。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面 積
ニホンジカ	【旧日向市域】 92、93、94、95、96及び97を除く区域	旧日向市 5,711.3ha
	【旧東郷町域】 全ての区域	旧東郷町 17,341.58ha 計 23,052.88ha

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣の防止の方法について、対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次の①又は②に掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせで推進します。その際、対象鳥獣がニホンジカの場合は、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うこととします。

なお、①に掲げる防護柵については改良等を行いながら、被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図ることとします。

① 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具や剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

② 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、必要に応じて、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等から情報収集や巡回調査などにより、鳥獣害防止対策の実施状況の確認に努めます。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

保安林等公益的機能の高い森林について重点的に森林の巡視を実施し、森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。特に、海岸などのマツの多い地域にあつては被害抑制のための健全な松林の整備と松枯れの防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動の一層の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。

また、新たに発生する森林病虫害については、情報把握や防除方法等の状況提供に努めるものとします。

(2) その他

「森林病虫害等防除法」に基づき、国・県・市が連携し、松林の保護・保全に努めることとします。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の実態を把握し、被害対策を講じるとともに、被害跡地の復旧に努めます。

林業採算性の低い奥地森林においては、野生鳥獣の生育環境となる天然林の保全を推進します。

また、宮崎県第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、個体数管理等を行います。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、県や関係機関と連携を図りながら、山火事防止パレード等による市民への発生防止の啓発活動や森林巡視等を適宜実施します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「日向市火入れに関する条例」（以下「火入れ条例」という。）に基づき、市に申請し、許可を受けて実施しなければなりません。なお、火入れを実施する際は、気象状況に留意するとともに、火入れ従事者の確保や消火器具の準備など、火入れ条例に基づき実施することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けているなどの理由により伐採を促進すべき森林

風害や病虫害の被害を受けているなどの理由により、伐採を促進すべき林分は、風害や病虫害等の被害を受けている又は老齢林等のため被害を受けやすいものであつて、地理的条件からみて、伐採が容易なものについては、市長が個別に判断し、伐採を促進することとします。

また、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等についても、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断します。

森 林 の 区 域	備 考
該 当 な し	

(2) その他

森林所有者等による日常の巡視等を通じて、森林の保護、管理等に努めることとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

次に掲げる森林について、森林環境教育、森林浴及び自然観察等に適した森林として広く利用に供するための適切な施業を推進します。

区域名	森林の所在		森林の林種別面積 (h a)					
	位置	小 林 班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他
冠岳ふるさと千年の森森林公園	福瀬 小野田 羽坂 地区	159ア10・10-1～3、159ア11・11-1、159ア12、159ア13、159ア13-1・2、159ア14、159ア14-1～3、159ア15、159ア15-2～5、159ア16・16-1、159ア17～19、159ア19-1、159ア20・20-1、159ア21、160ア1-2、160ア8・8-1、160ア9～14、160ア1、160ア2・2-1、160ア3～6、160ウ29-2・3、160ウ33、160ウ35・35-1、160ウ36・36-1、160ウ37-1、160ウ38～40、160ウ42、160ウ43・43-1、160ウ44-1、160ウ45、160ウ45-1～5・7、160ウ46、160エ1、160エ2・2-1、160エ3、160エ3-1・2、160エ4・4-1、160エ5・5-1、160エ6・6-1、160エ7・7-1、160エ8・8-1、160エ9、160エ9-1・2・4、160エ13、160エ17・17-1、160エ18・18-1、160エ19、160エ19-1・3・5・7・8、161ア1、161ア2、161ア2-1・2・4・6・7・9、161ア3・3-1、161ア4・4-1、161ア5・5-1、161ア6・6-1、161ア7・7-1、161ア8-7・17、161ア9-1、161ア10-4、161ア19、167ア1、167ア1-1・2、167ア2、167ア2-1・2、167ア3・3-1、167ア4、167ア4-1・2、167ア5、167ア6-2、167ア7、167ア10-2、167ア13-4	128.71	64.95	63.76			
上大谷生活環境保全林	上大谷 地区	24ア1、24ア1-1～9、24ア2、24ア3・3-1～4、24ア11、24ア2・2-1、24ア13、24ア13-1・2、24ア14、24ア15-1、24ア16、24ア17、24ア17-1～3、24ア110～13、24ア14・14-1、25ア1、25ア2・2-1、25ア4～6、25ア7-1、25ア8・8-1、25ア9・9-1、25ア10、25ア11、25ア11-1～4、25ア11、25ア11-1～7、25ア12・2-1、25ア13・3-1、26ア1、26ア1-1・2、26ア2・2-1、26ア3、26ア3-1～5、26ア4、26ア4-1～4、26ア5、26ア5-1・2、26ア6、26ア6-1・2、26ア7、26ア11、26ア11-1～3、26ア12、26ア13、26ア13-1・2、26ア14、26ア14-1～4、26ア15、26ア15-1～5、26ア16、26ア17、26ア17-1・2、26ア18、26ア18-1・2、26ア19、26ア110、26ア110-1・2、	224.28	158.34	64.56	1.38		

		26111・11-1、2771～3、2773-1・4、2774、2775-1～4、2776、2776-1・2、2777～9、27712・12-1、27713～15、2711・1-1、2712、2713・3-1、2714～6、2717・7-1、2718～10、27110-1・2、27111、27112、2711、2711-1・2・4・5・8・9、2712-2、2713、2714・4-1、2715、2716						
大王谷多目的保安林	大王谷地区	9311～3、9314・4-1、9315、9316、9311、9312-1・2、9313、9313-2・3、9312、9312	26.11	0.84	25.27			

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、ヤマザクラ等からなる森林を維持し、又はその状態に誘導することを旨として次に示す方法に従って、積極的な施業を実施することとします。

施業区分	施業の方法
造林	<p>① 択伐を行った林分は、必要に応じて植栽等の更新補助作業を行うこととします。</p> <p>② 複層林の植栽に当たっては、林内照度との関係からスギ、ヒノキ等を主体としますが、場所によっては、サクラ・ケヤキ等の広葉樹の導入を図ることとします。</p> <p>③ 皆伐林分については、原則として伐採後2年以内に更新を完了することとします。</p> <p>④ ぼう芽更新を行う林分については、必要に応じて芽かき等を行い、後継樹の速やかな育成を図ることとします。</p>
保育	<p>① 複層林及び植込みを行った林分については、植栽木の育成を図るため下刈、つる切り及び除伐等の保育を適切に行うこととします。なお、複層林については、適切な照度を確保するため、上木の枝打ち等を積極的に行うこととします。</p> <p>② 施設周辺で林木と身近に利用する箇所については、開放的で親しみやすい印象を与える必要があり、森林内の明るさを維持するよう、強度の除間伐、枝打ち及び林床の整理を積極的に行うこととします。</p>
伐採	<p>① 保健機能森林については、施設の設置に伴う水源涵養及び国土保全等の機能低下を補完し、森林の保健機能を一層増進させるため、原則として皆伐以外の方法とします。</p> <p>② 択伐に当たっては、伐採木が形質良好な優良木に偏らないこととし、多様な樹種及び林齢からなる森林に誘導するよう配慮することとします。なお、この場合において、カエデ・サクラ等の四季の色調に影響を与える樹木は積極的に保残に努めることとします。</p> <p>③ 複層林施業を行う林分については、適切な林内照度を確保するため、必要に応じて受光伐を行うこととします。</p> <p>④ 皆伐に当たっては、原則としてⅡの第4の1にある表2の伐期齢以上の林分を対象に、極力小面積とし、かつ、伐採箇所の分散を図るとともに、四季の色調に影響を与える樹木は積極的に保残に努めることとします。</p>
その他	<p>① 法令等により、伐採齢、伐採方法について制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととします。</p>

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

保健機能森林区域内においては、次に示すところに従い、適切な施設の整備を推進します。

(1) 森林保健施設の整備

区域名	施設の整備
-----	-------

冠 岳 ふるさと 千年の森 森林公園	整備することが望ましい施設のタイプ及び主な施設の種類 ① 施設のタイプ 自然とふれあう森林体験施設 ② 主な施設の種類 駐車場その他必要な施設
上 大 谷 生活環境 保全林	整備することが望ましい施設のタイプ及び主な施設の種類 ① 施設のタイプ 自然とふれあう森林体験施設及び森林環境教育施設 ② 主な施設の種類 多目的広場、トイレ、駐車場その他必要な施設
大王谷 多目的 保安林	整備することが望ましい施設のタイプ及び主な施設の種類 ① 施設のタイプ 自然とふれあう森林体験施設及び森林環境教育施設 ② 主な施設の種類 駐車場その他必要な施設

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
スギ、ヒノキ、その他針葉樹	20	
広葉樹	18	

4 その他必要な事項

- (1) 森林の巡視、施設の保守点検など日常の管理を通じて、森林の保護及び施設の維持管理並びにその体制の確立を図ることとします。
- (2) 利用者の防火意識の啓発等によって、山火事の未然防止に努めることとします。
- (3) 安全施設の設置など林道等利用者の安全確保に努めることとします。
- (4) 山地災害の未然防止等の国土保全を図るため、必要に応じて治山施設等の整備に努めることとします。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について適切に計画に記載するよう指導を行います。

- ① IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ② IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ③ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林保護に関する事項
- ④ IIIの森林の保護に関する事項
森林経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を下表のとおり設定します。

区域名		林 班	区域面積(ha)
旧 日 向 市	平岩・ 美々津	1～6、7～34、98～103	2,167.33
	塩見	35～68、97	1,883
	富高	69～96	2,146.47

域	小 計		6, 196. 8
旧東郷町域	福瀬・迫野内	1～52、224、225	4, 218. 94
	田野	53～70	1, 957. 4
	坪谷・越表	71～134、135、136、138～154	5, 887. 27
	熊山	155～193、223	2, 389. 64
	庭田	137、194～222	2, 888. 33
	小 計		17, 341. 58
合 計			23, 538. 38

2 生活環境の整備に関する事項

森林資源の多面的な活用には、林道網をはじめとした林業基盤の整備は欠かすことができません。また、森林整備を行う担い手の定住促進を図るためには、生活環境を整備する必要があります。

このことから、生活と密接な関わりのある森林の有する多面的機能を維持・増進するために、適切な森林管理に努めるとともに、各種制度事業を有効に活用し、林業基盤や生活環境の整備に努めます。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市における大型製材施設やスギコンテナ苗の生産施設の整備は、林業の振興はもとより、雇用の拡大や地域の活性化に大きく寄与しています。

また、バイオマス発電所の稼働により、未利用材等を有効利用することで森林所有者の所得向上につなげていく必要があります。

今後は、豊富な森林資源の活用を推進し、森林資源を循環させることによって、森林・林業・木材産業の活性化を図ります。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林は、国土保全、水源涵養及び木材生産などの多面的な機能を有していることから、再造林や間伐等の保育を推進することによって、この機能の高度発揮に努めていく必要があります。

また、森林の持つ美しい自然景観や癒し効果等を活かした森林空間としての利用やレクリエーションの場としての活用に努めます。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

お倉ヶ浜や伊勢ヶ浜の海岸松林では、地域住民によるクロマツの下刈等が行われています。

今後とも、住民一人ひとりが森林の役割や重要性等を理解するとともに、みんなで守り育てていく機運を醸成するため、森林づくりボランティア団体等の育成や企業と市民が主体となった森林づくり活動を推進します。

(2) 広域連携による取組に関する事項

門川町を含めた耳川流域の5市町村では、「日向圏定住自立圏」を形成し、ビジョンに基づき、連携して豊富な森林資源を活用した各種事業に取り組んでいます。

また、県、耳川広域森林組合、素材生産事業協同組合、5市町村等で構成する「耳川流域森林・林業活性化センター」を設置し、流域の森林・林業の活性化や木材産業の振興等に取り組んでいます。

(3) その他

本市においては、森林環境教育の一環として、日向市林業研究グループによる小学生を対象とした木工教室などの木育活動、市内高校を対象とした林業の課題型ワークショップなどの取組が行われています。

今後も、森林の果たす役割を学ぶことにより、豊かな心を持つ子どもたちを育成するために、各種団体等と連携し、森林環境教育を推進します。

6 森林経営計画管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区 域	作業種	面 積	備 考
なし			

7 その他必要な事項

不在村森林所有者の森林が適切に管理されていないことから、伐採後放置されている林分や間伐が不十分な林分で森林の多面的機能が十分に発揮されないことが懸念される箇所については、森林経営管理制度の中で検討します。

さらに、耳川広域森林組合、日向市林業研究グループ、林業普及職員、森林所有者、森林管理署等の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導や啓発活動等に努めるとともに、国、県等の補助事業等の積極的活用により、適切な森林整備を推進します。

また、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従った森林施業を行うこととします。